平成２１年（フ）第２６８２号
札幌市白石区北郷５条６丁目５番28号　小島荘６号
債務者　絹川　秀樹
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６９１号
札幌市白石区菊水上町２条２丁目52番地15　レオパレスアマーレ　サッポロⅡ　208号室、住民票上の住所札幌市白石区菊水上町３条３丁目208番地12
債務者　古屋　　進
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６９５号
札幌市豊平区西岡５条３丁目７番８号　大光ハイツ102号
債務者　越田　千晶（旧姓越前）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７０６号
札幌市西区琴似１条７丁目３番10―301号
債務者　一宇　静子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７０７号
札幌市豊平区旭町３丁目５番22―407号
債務者　今　　雅子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７０９号
札幌市手稲区稲穂２条８丁目２番16号　パーソナルコート星置102号
債務者　黒田　智子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７１３号
札幌市東区北27条東17丁目２番５―301号
債務者　中島　宮子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７１５号
北海道江別市弥生町11番地の３　パナハイツ松庵Ａ101号
債務者　菅澤　昌則
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７１６号
北海道江別市弥生町11番地の３　パナハイツ松庵Ａ101号
債務者　菅澤まゆみ
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７１９号
札幌市白石区東札幌４条２丁目５番28号　第２ホンダハイツ202
債務者　阿閉　寿代
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７２５号
北海道千歳市豊里２丁目11番５号
債務者　土門富美子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７３５号
札幌市北区太平10条３丁目４番５号
債務者　藤川　久恵
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９８６号
さいたま市浦和区領家２丁目12番６号　サンライズ領家101
債務者　田中よし子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１００６号
埼玉県川口市大字新堀277番地　先崎荘２―３号、旧住所埼玉県川口市大字差間442番地
債務者　加藤　和正
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１４号
さいたま市南区南浦和１丁目26番６号102
債務者　家本　光弘
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５５号
さいたま市桜区南元宿２丁目24番３号　渡辺マンション206号
債務者　小島グレースアダノ
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６７号
埼玉県北本市石戸７丁目46番地　グリーンハイツ北本605
債務者　木村　仁美
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係